

令和8年度鳥獣害対策支援体制強化事業(鳥獣害対策実践研修)委託業務仕様書

1 業務の目的

岡山県（以下「甲」という。）は、農業における鳥獣被害対策の体制強化を図るため、普及指導員（以下「受講者」という。）の被害ほ場における状況把握の手法習得や情報収集能力の向上を図るとともに、効果的な被害防止対策を習得するための研修を実施する。

指導現場では、鳥獣被害対策に関する高度な知識と経験が必要となることから、実践的な活動を含めた研修内容とするため、民間事業者（以下「乙」という。）に委託し、受講者の資質向上に資する。

2 業務の内容

乙は、甲の指示に従い、以下に掲げる業務内容を実施する。

(1) 研修計画の策定支援

乙は、甲が行う実践研修対象ほ場の選定、対策の提案及び関係者との調整を支援するとともに、対象ほ場における研修計画の策定を支援する。研修計画の策定支援に際しては、各対象ほ場に対して現地指導を1回程度実施し、より効果的な活動計画になるよう専門的な立場から助言や指導を行うこと。

なお、実践研修対象ほ場は、以下の3テーマとする。

ア イノシシによる収穫直前の黄ニラ被害対策（備前広域農業普及指導センター管内）

収穫期直前にイノシシの掘り起こし被害が発生しているほ場において、イノシシの痕跡等の情報収集方法や、既存の防護対策に加えて実施可能な対策を説明し、受講者の情報収集能力及び防護対策技術習得を図る。

イ イノシシによる収穫期の水稻被害対策（備南広域農業普及指導センター管内）

収穫期にイノシシの食害が発生しているほ場において、イノシシの痕跡等の情報収集方法や、既存防護柵での侵入箇所の説明及び効果的な対策を提案し、受講者の情報収集能力向上及び防護対策技術習得を図る。

ウ サルによる収穫期のぶどう被害対策（井笠農業普及指導センター管内）

収穫期にサルの果実食害が発生しているほ場において、サルの痕跡等の情報収集方法や、既存の防護対策に加えて実施可能な対策を説明し、受講者の情報収集能力及び防護対策技術習得を図る。

(2) 研修の実施及び内容

乙は、(1)で策定した研修計画に沿って、以下のとおり、座学研修2回及び現地研修3回を実施する。ただし、現地研修の開催時期や内容については、地域の実情に応じ、甲と協議の上、調整できるものとする。

ア 座学研修（1回目）

現地研修の前に、受講者に対して、鳥獣被害対策の基本的な考え方、野生鳥獣の生態やクラウドセンサーカメラの使用及び活用方法に関する講習会を行う。また、痕跡に関する情報収集能力等の向上を図るため、痕跡判別と対策提案に係るワークショップを行う。

イ 現地研修（3回：各研修対象ほ場1回ずつ）

各研修対象ほ場において、昨年度までの被害の状況、既存防護対策や新たに
加えた対策の概要を説明する。なお、対象ほ場もしくは周辺のは場において、
野生鳥獣の侵入が確認される場合、侵入経路に係る痕跡の情報収集方法やクラ
ウドセンサーカメラを設置しながら、その活用方法等を説明する。

ウ 座学研修（2回目）

現地研修全3回の終了後、各対象ほ場の最終的な被害発生状況とその概要、
及び提案できる新たな対策等を説明する。その際、クラウドセンサーカメラの
活用方法や実際に撮影できた映像を用いた解説を重点的に行う。

(3) 業務完了報告書の作成

(1)～(2)までの実績を取りまとめ、業務完了報告書を作成する。

(4) その他

乙は、現地研修に必要なクラウドセンサーカメラに係る通信費について、受託費
用を含め、SIMを準備する。通信に係る規格は、以下のとおりとする。

ア 6台（SMS付）×6か月

イ ファームエイジ株式会社のセンサーカメラ「WAMキャプチャー04G」で動作
確認のできている docomo 系の通信 SIM

3 履行期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 委託限度額

2,247,300円以内（消費税及び地方消費税の額を含む。）

5 成果品

2の(3)で作成した業務完了報告書を次のとおり提出すること。

(1) 業務完了報告書（A4判）

令和9年2月24日までに提出する。

(2) 報告書の電子データを収納した電子媒体（CD又はDVD等）1式

令和9年2月24日までに提出する。

電子媒体については、Word、Excel、PowerPoint形式で作成したデータを収納するこ
ととし、これ以外の形式の場合は、別途、県担当者と協議すること。

6 著作権等の扱い

(1) 成果品に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下
「著作権等」という。）は、甲が保有するものとする。

(2) 乙は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作者人格権を行使しな
いものとする。

(3) 成果品に含まれる乙又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」とい
う。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(4) 納入される成果品に既存著作物等が含まれる場合には、乙が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 情報セキュリティの確保

乙は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 乙は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について甲に書面で提出すること。
- (2) 乙は、甲から機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において乙が作成する情報については、甲からの指示に応じて適切に取り扱うこと。
- (3) 乙は、岡山県情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき、又は乙において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて甲の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 乙は、甲から提供された機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し、又は廃棄すること。また、請負業務において乙が作成した情報についても、甲からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 乙は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 岡山県情報セキュリティポリシー

<https://www.pref.okayama.jp/page/detail-1071.html>

8 その他

- (1) 業務の目的を達成するために、甲は業務の進捗状況・進行状況に関しての必要な指示を行えるものとし、乙はこれに従う。
- (2) 乙は、甲及び受講者からの鳥獣害対策全般への問い合わせのメール、電話等の相談に速やかに対応するものとする。
- (3) 乙は業務により知り得た情報について外部に漏らしてはならない。
- (4) 業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な作業が生じたときは、甲と乙が協議を行う。